

第6章 立地適正化に関する施策・事業

1. 誘導施策

施策・誘導方針に対応し、誘導区域内における居住誘導や都市機能等を誘導するための講ずべき施策などを検討する。

(1) 居住誘導区域における居住を維持・誘導するための施策

若者・子育て世代とともに、高齢者などの定住・移住を促進するため、以下のような施策を展開する。

- 若者や子育て世代の居住や観光客も利用できるまちなかの憩いの場を確保するなど、空き家・空き地の活用を促進し、低・未利用地対策を図る。
- 若者や子育て世代の定住・移住を促進するなど、居住誘導区域において、三世代での同居・近居等の促進を支援することで、安心して暮らせる居住環境の形成を図る。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、心身ともに健やかに暮らせるよう「松阪市健康づくり計画」に基づき、地域における健康づくりの取組を支援する。
- 安全で安心して暮らせる居住環境を確保するなど、地震や風水害などの多様な自然災害に対して、ハード面・ソフト面での取組を推進する。

(2) 都市機能誘導区域における誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能の維持・誘導により、市の玄関口である松阪駅周辺の市街地における賑わいと魅力の向上を図るため、以下のような施策を展開する。

- 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき、松阪駅周辺の市街地の活性化を推進する。
- 松阪駅の周辺市街地等では、公共サービスの維持・向上を図るため、「松阪市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の再編に取り組む。
- 松坂城跡などの歴史・文化を生かした交流を促進するため、“豪商のまち松阪”や“まちあるき”を楽しむ観光の振興とともに、外国人観光客等の受け入れ体制の充実に努める。

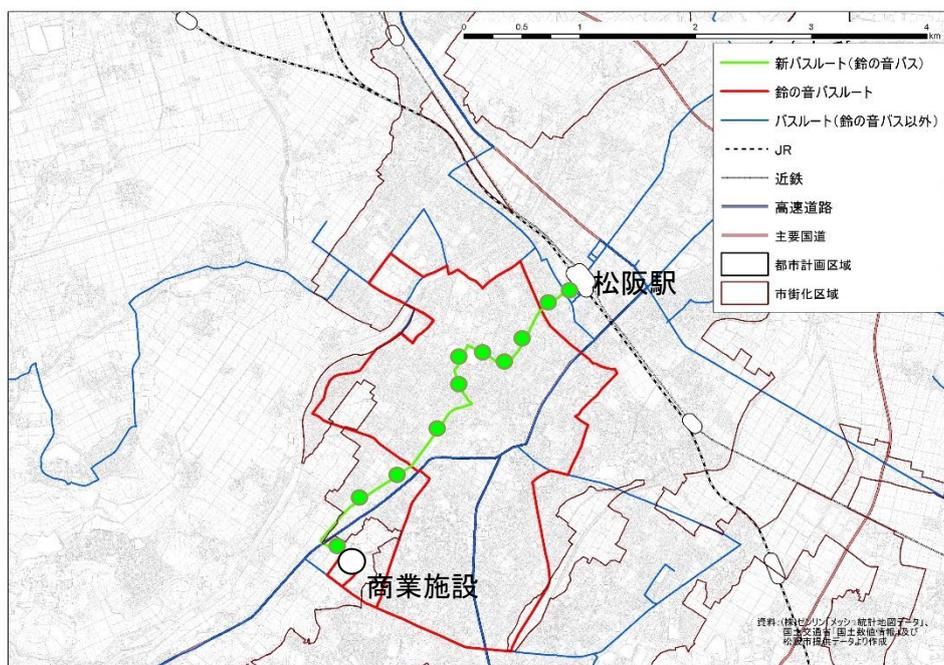


(参考)「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画

(3) 公共交通の形成に関する施策

便利で快適な公共交通ネットワークを形成するため、以下のような施策を展開する。

- 松阪駅南西の市街地において、バスルートの改善などにより、中心部に存在している公共交通空白地域の解消を図るとともに、周辺部から、鉄道・バスともに本市の公共交通の拠点である松阪駅への移動時間の短縮などアクセス性の向上を推進する。



(参考) 地域公共交通(鈴の音バス)新ルート

- 住宅団地などの郊外市街地においては、公共交通の利便性を維持するため、デマンド交通の導入など、拠点と連携する公共交通ネットワークの形成を検討する。
- バスの円滑な交通を確保するため、その路線となる幹線道路等の計画的整備に努める。

2. 公的不動産の活用

本市では、「松阪市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 5 月）」を策定し、将来の状況を見据えた公共施設の総合的なマネジメントを進めている。公的不動産については、以下の方針に基づくものとする。

- 公共建築物の統廃合により見直すこととなった土地建物については、売却処分や他用途へ転換を図る。
- 未利用財産については、将来活用する見込みの有無を判断し、効率的かつ効果的な処分について、民間等の活用を含めその手法を検討する。

なお、市内の各種団体が市保有の施設を使用して事務所等を設置している場合において、普通財産の場合は賃貸借などの契約をし、行政財産の場合は目的外使用の使用許可の手続きを行い、有償で貸し付けることを基本とする。